

基金募集のお願い

一般社団法人第 131 条及び一般社団法人 日本搬送学会定款第40条に基づき下記のとおり基金を募集します。

基金募集要項

- 1 法人の名称：一般社団法人 日本搬送学会
- 2 基金の目的：本学会の財産的基礎を成し、運営基盤の強化を図ることを目的とします。
- 3 基金募集計画
 - (1) 基金募集予定額：2,000万円
 - (2) 基金一口あたりの額：50万円
 - (3) 基金拠出上限額：無制限
 - (4) 基金募集期間及び基金引受申込書の受付期間：令和6年8月1日から令和7年2月28日まで
 - (5) 基金引受申込書の提出先：一般社団法人 日本搬送学会
 - (6) 基金拠出者への告知と基金支払予定期間
 - ・ 基金拠出者告知方法：令和6年8月1日から令和7年2月28日まで告知
 - ・ 基金支払予定期間：令和6年9月1日から令和7年3月31日まで
 - (7) 基金払込の取引場所：一般社団法人 日本搬送学会が指定する下記金融機関の口座とする。なお、振込手数料は引受人負担とする。
(振込先)
三菱UFJ銀行 尾張旭支店
店番：796
口座番号：普通0298832
口座名義：一般社団法人 日本搬送学会
シャ) ニホンハンソウガツカイ
- 4 問い合わせ先
一般社団法人 日本搬送学会事務局（名古屋事務所）
460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-16-29
電話：052-262-1311（平日午前9時から午後6時まで）
E-mail info@jsts-mw.jp URL <https://www.jsts-mw.jp/>

令和6年8月1日

一般社団法人 日本搬送学会

一般社団法人 日本搬送学会定款（抜粋）

第11章 基金

（基金の拠出）

第40条 この法人は、正会員又は第三者に対し、法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

（基金の取扱い）

第41条 基金の募集・割当て・払い込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議によって別に定める基金取扱い規定によるものとする。

（基金の拠出者の権利）

第42条 この法人は、第46条による解散のときまで基金をその拠出者に返還しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この法人は、次条に定める基金の返還手続により、基金をその拠出者に返還することができるものとする。

3 この法人に対する基金の拠出者の権利については、他人に譲渡並びに質入及び信託することができないものとする。

（基金の返還の手続）

第43条 基金の返還は、総会決議によって、法人法第141条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

2 前項第2項の基金の返還の手続については、理事会の決議によって定めるものとする。

（代替基金の積立）

第44条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金について取り崩しを行わないものとする。